

# すこやか

2017年11月29日  
和歌山市立小倉小学校



## 「インフルエンザの出席停止期間」について

平成24年4月の学校安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間が変更されています。

改正前・・・熱が下がって2日を経過するまで

改正後・・・発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がって2日を経過するまで

※改正された理由は、新しい薬の効果で、ウイルスが残っていても熱が下がり、2日を過ぎても、感染力が長く続くからです。

### 【登校してもいい日の計算例】

発症した日 [1月8日] → その5日後 [1月13日]・・・A

熱が下がった日 [1月10日] → その2日後 [1月12日]・・・B

登校してもいい日は、A、Bどちらか遅い方の日の翌日 [1月14日]

「インフルエンザ」と医療機関で診断された場合は、右の用紙「インフルエンザによる欠席届」に記入・捺印の上、学校へ提出してください。この用紙の提出があれば、「出席停止扱い」となり、記入された期間は、欠席になりません。インフルエンザについては、医師による証明「学校感染症証明書」の提出は不要です。

この用紙を保管し、インフルエンザと診断されたら、保護者の方が記入・捺印し、学校へ提出してください。この用紙を紛失された場合は、担任に申し出いただければ、お渡しいたします。

また、小倉小学校ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

## インフルエンザによる欠席届

( )年 ( )組 氏名( )は

( )月 ( )日に( )医院(病院)で

インフルエンザまたはインフルエンザ様かぜと診断され

( )月 ( )日 ~ ( )月 ( )日まで

欠席しましたのでお届けします。

【あてはまるものに○または必要事項をご記入ください。】

※発症した日【 月 日】 → その5日後【 月 日】・・・A

熱が下がった日【 月 日】 → その2日後【 月 日】・・・B

登校してもいい日は、A Bのどちらかのおそい方の翌日【 月 日】

- ・インフルエンザの型は？ ( A型・B型・わからない )
- ・予防接種は？ ( した・しない )
- ・最高体温は？ ( ) ℃
- ・症状は？ ( 頭痛・関節痛・腹痛・下痢・嘔吐・鼻汁・鼻づまり・咳・その他 )

↓

( )

和歌山市立小倉小学校校長あて

平成 年 月 日

保護者氏名

印